



# 家畜改良増殖法・家畜遺伝資源法<sup>※</sup> が改正されています。精液の適切な管理を！！

令和2年10月の法改正・新法施行に伴い、制度が追加・変更されました。  
和牛遺伝資源（家畜人工授精用精液等）の適正な流通のため、下記の事に留意し、  
管理をお願いします。遺伝子検査による親子矛盾がみられる例も報告されています。

※家畜遺伝資源法＝家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和2年10月1日施行）

## 1. 保管・管理について

- 凍結精液・受精卵は、証明書とストローを  
一体で保管してください
- 使用時には確実に授精台帳へ記録してください
  - ・譲渡あるいは使用の際には、証明書への記載を忘れずに！
  - ・人工授精、受精卵移植の記録は5年間保存！
  - ・自分で授精しない方も出来るだけ授精に立ち会い、確認してください

## 2. 譲渡について

- 凍結精液・受精卵の譲渡（販売、交換）は、  
家畜人工授精所以外では行えません
- 県有種雄牛凍結精液を譲渡する際には、  
事前に申請し、岐阜県の承諾が必要です
  - ・証明書が添付されていないもの、品質不良なものの譲渡は禁止！
  - ・譲受、譲渡の記録は10年間保存！
  - ・県有種雄牛についての譲渡の予定があれば、家畜保健所まで連絡してください（様式をお渡しします）。廃棄の場合も家保の立会・確認が必要です。



東濃家畜保健衛生所

TEL 0573-26-1111 , FAX 0573-25-7669